

東京都知事 殿

住所

アパート名・号室

名義人

カメラ付き（録画機能付き含む）インターホン設置に関する確認書

私は、防犯目的で、カメラ付き（録画機能付き含む）インターホンを設置するにあたり、下記事項を遵守します。

- 1 インターホンは、来訪者の確認のために使用し、常時の録画は行いません。来訪者の記録のために録画します。
- 2 インターホンは、防犯目的で使用し、被写体のプライバシー保護に十分配慮します。
- 3 インターホンを設置したことにより、トラブルが発生した場合は、自らの責任で解決します。

設置条件

- 1 カメラ付き（録画機能付き含む）インターホンを設置するために、外壁にネジ穴（ビス留め）をあけることはできません。以下のいずれかの方法で設置してください。
 - (1) 外壁又は玄関ドアに両面テープ等でインターホンを貼り付ける。
 - (2) 窓格子等にインターホンを固定する。
 - (3) 玄関ドア上部にドアカメラを設置する。
- 2 都が設置した、自動火災報知機一体型音声インターホン（G P型3級又はP型3級）は、消防上の理由から移設又は撤去は一切できません。
- 3 ネジ穴がすでにあり、既設配線を使用する場合は、電源線（AC100V等）の場合があります。工事は販売店に御相談ください。（電気工事士の資格がないと、電源工事ができません。）
- 4 取り外した、音声インターホン、チャイムは名義人が保管してください。
- 5 退去時に、原状回復が必要となります。

インターホンの設置

都が設置したインターホン		名義人が自費で設置するインターホン	
自動火災報知機一体型インターホン	インターホンの種類	設置機器	配線種別
設置済	音声インターホン	カメラ付インターホン 外壁に穴をあけない方法で設置可 ドアカメラ	無線 露出配線
未設置	音声インターホン又はチャイム	カメラ付インターホン 既存のネジ穴、配線を流用可 ドアカメラ	無線 露出配線 既設配線の使用
	何ものなし	カメラ付インターホン 外壁に穴をあけない方法で設置可 ドアカメラ	無線 露出配線